

令和4年度(2022年度)国・千葉県の修学援助制度 千葉敬愛高等学校運用スケジュール

学年	月	就学支援金制度(国)	奨学のための給付金(県)	授業料減免制度(県)	入学金軽減制度(県)
1年	4月	◎新規申請(4月～6月分)			
	5月				
	6月				
	7月	◎審査結果通知(4月～6月分) ◎継続申請(7月～翌年6月分) ※毎年申請必要			
	8月				
	9月	・就学支援金(4月分)を9月の授業料に相殺	◎申請(通常給付) ※毎年申請必要		
	10月	・就学支援金(5月分)を10月の授業料に相殺			
	11月	・就学支援金(6月分)を11月の授業料に相殺 ◎審査結果通知(7月～翌年6月分)		◎申請 ※毎年申請必要	◎申請
	12月	・就学支援金(12月分)を12月の授業料に相殺 ◎就学支援金(7～11月分合計額)を授業料振替口座へ返金			
	1月	・就学支援金(1月分)を1月の授業料に相殺			
	2月	・就学支援金(2月分)を2月の授業料に相殺			
	3月	・就学支援金(3月分)を3月の授業料に相殺	◎審査結果通知(通常給付) ◎授業料振替口座に振込	◎審査結果通知 ◎授業料振替口座に振込	◎審査結果通知 ◎授業料振替口座に振込
2年	4月	・就学支援金(4月分)を4月の授業料に相殺			
	5月	・就学支援金(5月分)を5月の授業料に相殺			
	6月	・就学支援金(6月分)を6月の授業料に相殺			
	7月	◎継続申請(7月～翌年6月分) ※毎年申請必要			
	8月				
	9月		◎申請(通常給付) ※毎年申請必要		
	10月				
	11月	◎審査結果通知(7月～翌年6月分)		◎申請 ※毎年申請必要	
	12月	・就学支援金(12月分)を12月の授業料に相殺 ◎就学支援金(7～11月分合計額)を授業料振替口座へ返金			
	1月	・就学支援金(1月分)を1月の授業料に相殺			
	2月	・就学支援金(2月分)を2月の授業料に相殺			
	3月	・就学支援金(3月分)を3月の授業料に相殺	◎審査結果通知(通常給付) ◎授業料振替口座に振込	◎審査結果通知 ◎授業料振替口座に振込	
3年	4月	・就学支援金(4月分)を4月の授業料に相殺			
	5月	・就学支援金(5月分)を5月の授業料に相殺			
	6月	・就学支援金(6月分)を6月の授業料に相殺			
	7月	◎継続申請(7月～翌年3月分) ※毎年申請必要			
	8月				
	9月		◎申請(通常給付) ※毎年申請必要		
	10月				
	11月	◎審査結果通知(7月～翌年3月分)		◎申請 ※毎年申請必要	
	12月	・就学支援金(12月分)を12月の授業料に相殺 ◎就学支援金(7～11月分合計額)を授業料振替口座へ返金			
	1月	・就学支援金(1～3月分)を3学年の最終振替時に相殺 ※3学年の最終振替は、1月に3月分までの徴収となります。			
	2月				
	3月		◎審査結果通知(通常給付) ◎授業料振替口座に振込	◎審査結果通知 ◎授業料振替口座に振込	

※令和4年度のスケジュールをもとに作成したものであり、次年度のスケジュール・制度内容・審査基準等は国および県の運営方法・審査状況によって変更となる場合があります。

対象者 (令和4年)	世帯年収の目安	市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額の合算額(保護者全員)	就学支援金の支給月額	授業料減免	入学金軽減	
	生活保護		33,000 円	1号(全額補助) ※1	適用	
	～350万円	0円以上		51,300円未満		
	～590万円	51,300円以上		154,500円未満	2号(全額補助) ※1	—
	～640万円	154,500円以上	175,500円未満	9,900 円	3号(2/3補助)	—
	～750万円	175,500円以上	227,100円未満		—	—
	～910万円	227,100円以上	304,200円未満		—	—
			304,200円以上	—	—	—

※1：就学支援金が33,000円の場合は、授業料減免の申請はありません。

※2：保護者等が海外在住で算定基準額が確認できない場合、支援金は加算なし(1.0倍)、授業料減免等は対象外となります。

※3：奨学生(GS・GA・GB・TA・TB)は、本学園奨学生取扱規程に基づく精算となります。